

日程第14 議案第45号 加美町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第14、議案第45号加美町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第45号加美町副町長の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案件は、加美町副町長森田善孝の任期が6月28日までとなっておりますので、引き続き副町長として選任いたしたく、地方自治法第162条の既定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。よろしく御審議の上御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより、質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 1点だけ質疑というか確認をいたします。

自治法163条「副知事及び副市町村長の任期は4年とする。ただし、普通地方公共団体の長は任期中においてこれを解職することができる。」とありますが、4年間と考えてよろしいかどうか確認いたします。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（早坂宏也君） 4年間です。任期は4年間という形になります。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（傍聴者から「ちょっと待った。ちょっと伺います」の声あり）静粛に願います。（「いや、これは言わせてください。これは町会議員さんがこれでいいものだと思っていますけれども」の声あり）発言は禁止されておりますので。（「事務局退場させろ」「来んじゃねえよ。町長は町民の意見を聞いてやっているのですか、これは。それを聞きたい、正直1点だけ」の声あり）退場。静粛に願います。（「わかっていますよ、わかっているけれども、町会議員さんの皆さんがやらないからやっただけの話だ。わかった。町会議員さん、よく考えてください」の声あり）（発言した傍聴者退場）

再開いたします。そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第45号加美町副町長の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。
議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に2番尾形 明君、3番三浦英典君を指名したいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、開票立会人に2番尾形 明君、3番三浦英典君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願ひます。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願ひます。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。2番尾形 明君、3番三浦英典君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 18票

うち 賛成10票

反対 8票であります。

以上のおおりの賛成が多数であります。よって、議案第45号加美町副町長の選任につき同意を
求めることについては、原案のおおりの同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（一條 光君） 暫時その場でお待ちください。

引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第46号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について

○議長（一條 光君） 日程第15、議案第46号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求め
ることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第46号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて御説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員一條豊治委員の任期が6月28日までとなっておりますので、
引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第
1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配布いたしておりますので、参考にしていただきたい
と存じます。よろしく御審議の上御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたしま
す。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第46号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行
います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に4番三浦又英君、6番木村哲夫君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、開票立会人に4番三浦又英君、6番木村哲夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。4番三浦又英君、6番木村哲夫君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 18票

うち 賛成18票

以上のおおりの賛成が全員であります。よって、議案第46号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のおおりの同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（一條 光君） 暫時その場でお待ちください。

引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第47号 加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第16、議案第47号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第47号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案件は、加美町教育委員会委員として大場 幸、住所は加美町字岡町45番地1、生年月日は昭和24年4月23日生まれを適任と考え任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配布いたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。よろしく御審議の上御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第47号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に7番近藤義次君、8番吉岡博道君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、開票立会人に7番近藤義次君、8番吉岡博道君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。7番近藤義次君、8番吉岡博道君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 18票

うち 賛成16票

反対 2票であります。

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第47号加美町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（一條 光君） 暫時その場でお待ちください。

引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第48号 加美町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（一條 光君） 日程第17、議案第48号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 議案第48号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案件は、加美町監査委員小山元子の任期が6月28日までとなっておりますので、引き続き監査委員として選任いたしたく、地方自治法196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配布いたしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。よろしく御審議の上御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により討論を省略いたします。

直ちに議案第48号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについての採決を行います。

この採決については、会議規則第81条第1項の規定に基づき無記名投票で採決を行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は18名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により開票立会人に9番工藤清悦君、10番一條 寛君を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、開票立会人に9番工藤清悦君、10番一條 寛君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（一條 光君） 念のために申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記入願います。

なお、投票による表決においては、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（一條 光君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席において投票用紙に記載し、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

〔事務局長氏名点呼〕

〔投票〕

○議長（一條 光君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。9番工藤清悦君、10番一條 寛君に開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（一條 光君） 投票結果の報告をいたします。

投票総数 18票

うち 賛成18票

以上のとおり賛成が全員であります。よって、議案第48号加美町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（一條 光君） 暫時その場でお待ちください。

引き続き会議を開きます。

日程第18 加美町選挙管理委員会委員の選挙

○議長（一條 光君） 日程第18、加美町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に及び先例52によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、先例53により議長が指名することとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することと決定しました。

既にお手元に配付しております名簿をごらんいただきたいと思えます。

加美町選挙管理委員会委員に早坂信一さん、高橋 徹さん、古内 捷さん、伊藤ただ江さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました早坂信一さん、高橋 徹さん、古内 捷さん、伊藤ただ江さんを加美町選挙管理委員会委員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました早坂信一さん、高橋 徹さん、古内 捷さん、伊藤ただ江さんが加美町選挙管理委員会委員に当選をされました。

日程第19 加美町選挙管理委員会補充員の選挙

○議長（一條 光君） 日程第19、加美町選挙管理委員会補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に及び先例52によって指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、先例53により議長が指名することとしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

既にお手元に配付しております名簿をごらんいただきたいと思えます。

加美町選挙管理委員会補充員に早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんを加美町選挙管理委員会補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました早坂恭一さん、本郷正平さん、大内 司さん、塩澤 道さんが加美町選挙管理委員会補充員に当選をされました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

第1順位早坂恭一さん、第2順位本郷正平さん、第3順位大内 司さん、第4順位塩澤 道さん、以上の順序で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順序は、第1順位早坂恭一さん、第2順位本郷正平さん、第3順位大内 司さん、第4順位塩澤 道さんと決定いたしました。

日程第20 農業委員会委員の推薦について

○議長（一條 光君） 日程第20、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び加美町農業委員会の委員の定数等に関する条例第4条第2号の規定に基づき、議会推薦の農業委員会委員を先例42により議長が推薦いたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員に伊藤 淳君を推薦いたします。

伊藤 淳君につきましては、地方自治法第117条の規定により除席の対象となりますので、退場を求めます。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員に伊藤 淳君を推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといた。よって、農業委員に伊藤 淳君を推薦することに決定いたしました。

伊藤 淳君の入場を許可いたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第21 議発第1号 東日本大震災に伴う緊急意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第21、議発第1号東日本大震災に伴う緊急意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（高橋 啓君） それではお手元に配付しております資料を見ていただきまして、朗読をさせていただきます。

議発第1号東日本大震災に伴う緊急意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年6月24日

提出者 加美町議会議員 猪 股 信 俊

賛成者	同	高 橋 源 吉
	同	三 浦 英 典
	同	近 藤 義 次
	同	佐 藤 善 一
	同	米 木 正 二

東日本大震災に伴う緊急意見書（案）

平成23年3月11日、マグニチュード9.0と観測史上例を見ない大震災が三陸沖を震源として発生し、一般家屋や公共施設の倒壊、道路・河川・軌道の損壊・電気・ガス・上下水道などのライフラインの寸断など、甚大な被害をもたらしました。

さらに地震に伴う大津波により、県沿岸市町村は壊滅的な被害を受けました。また、福島県と隣接する本県において、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響は甚大であります。

つきましては、東日本大震災に伴う被災者救援及び復興対策並びに原発事故の終息につきまして、国が先頭に立って早期に行っていただきますよう、下記の事項について強く求めます。

記

1 迅速な復旧復興のための県全域指定と、特別法の制定を。

(1) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定され、特定地方公共団体に県内35市町村中31の市町村が指定されましたが、県内すべての市町村において災害復旧に係る費用は膨大であり、県内全市町村を指定すること。

(2) 災害復旧を迅速かつ強力に推進するため、下記事項に係る特別法の制定をすること。

(イ) 国庫補助率の大幅な引き上げ。

(ロ) 災害査定補助申請事務の大幅な簡素化。

(ハ) 補助対象経費の拡大。

(ニ) 被災公共施設について現状復旧だけでなく、耐震改修を復旧対象とする。

2 災害廃棄物の迅速な除去のための負担を。

がれき等の震災廃棄物の長期的な集積は、事故の危険性や悪臭等の問題が生じるため、震災廃棄物の早期撤去並びにそれに係る撤去費用は全額国の負担とすること。

3 原子力災害の早期解決を。

(1) 原子力事故の早期終息並びに風評被害の発生防止とその対策を確立すること。

(2) 福島県と隣接する本県において、放射性物質による人体への影響を含めた健康診断の実施と国からの人的、財政的支援を行うこと。

(3) 本町の基幹産業である農業に影響を及ぼすことのないよう、農産物の放射性物質量の測定を定期的を実施すること。さらに暫定規制値以下の「品目」に対しては「安全宣言」をし、風評被害が拡大しないようにすること。

(4) 県内の牧草地から国の基準以上の放射性セシウムが検出されており、今後観測地点をふやすとともに、利用不能となったところに対しては万全の支援体制をもっていくこと。

4 公共施設等の早期復旧を。

(1) 道路・橋梁・堤防等の公共施設について、早期復旧を図るとともに電気・ガス・上下水道・電気などのライフラインとその関連施設等について、早急な復旧に最大限の支援を行うこと。

(2) 小中学校の教育施設・保育所・社会福祉施設・役場庁舎について、早期復旧に向けた支援を強力に講じること。

(3) 現在、暫定復旧対策が講じられている国県管理の河川堤防について、これらの出水期に向けて早急な河川対策を実施すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月24日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

内閣総理大臣 菅 直 人
総務大臣 片山善博
財務大臣 野田佳彦
文部科学大臣 高木義明
厚生労働大臣 細川律夫
農林水産大臣 鹿野道彦
経済産業大臣 海江田万里
国土交通大臣 大島章宏
環境大臣 松本 龍
衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 西岡武夫 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。猪股信俊君、御登壇願います。

〔14番 猪股信俊君 登壇〕

○14番（猪股信俊君） 議発第1号東日本大震災に伴う緊急意見書につきまして、提案理由を申し上げます。

去る3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という日本国内観測史上最大規模を記録するとともに、その後の大津波も重なり、死者行方不明者がこれまでに2万人を超えるなど、戦後最悪の自然災害となっています。

本町におきましても、最大震度5強を記録し、一般家屋や社会基盤をなす道路、下水道などの公共インフラ、また公共施設等が損壊するなど、町民生活や経済活動等に大きな支障が生じています。これらの甚大な被害に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、原子力

災害特別法に基づく国の指示等による出荷制限や、これに伴う風評被害により農業者や酪農家等は大きな打撃を受けており、今後の営農継続にも先の見えない不安を抱えています。

今回の大地震による災害及び原子力発電所事故については、各地方自治体で対応できる災害対策レベルをはるかに超えているものであり、国の強力な支援のもと、地震による被災者、原子力災害被害者の救援及び復興対策を進めるよう強く国に対し要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

どうぞ皆さんよろしくお願ひいたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号東日本大震災に伴う緊急意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を出すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議発第1号東日本大震災に伴う緊急意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第22 請願第1号 中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める
意見書（案）の採択を求める請願書

○議長（一條 光君） 日程第22、請願第1号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）の採択を求める請願書を議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（高橋 啓君） それではお手元に配付しております請願書をごらんになっていただきまして、朗読させていただきます。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）の採択を求める請願書

請願者

宮城県仙台市青葉区台原3丁目18-6

宮城県商工団体連合会婦人部協議会 会長 池原亮子

宮城県大崎市古川諏訪2丁目3-15

古川民主商工会婦人部部長 佐藤ミネ子

紹介議員

加美郡加美町字上川原一番17-2

木村哲夫

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）の採択を求める請願書

要旨

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）を採択し、政府に送付していただきますよう請願いたします。

理由

貴議会におかれましては、地方自治の振興と町民の生活安定と向上のために御尽力されていることと存じます。

私たち中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。しかし、長引く不況、アメリカ発と言われる金融危機が重くのしかかり、中小業者は倒産、廃業などかつてない危機に直面しています。

そんな中で業者夫人は、自営、中小業者の家族従業者として、女性事業主として営業に携わりながら、家事・育児・介護等休む暇もなく働いています。しかし、どんなに働いても家族従業員の働き分（自家労賃）は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」（条文要旨）必要経費として認められません。事業主の所得から控除される働き分は配偶者の場合86万円、その他の家族は50万円です。配偶者もさることながら、息子や娘たちの家族従業員はわずか50万円の控除が所得とみなされるため、社会的に経済的に全く自立できません。家業を手伝いたくても手伝えないことが後継者不足に拍車をかけています。所得税法第56条は、日本国憲法の法の下での平等（憲法第14条）、両性の平等（同24条）、財産権（同29条）を侵しています。税法上では青色申告にすれば、給料を経費にすることができますが、同じ労働に対し青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しており、基本的人権を侵害しています。明治時代の家父長制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者夫人を苦しめており、ドイツ・フランス・アメリカなど日本の主要国では自家労賃を必要経費としている中で、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

私たちは税法上も民法、労働法や社会保障上でも1人1人が人間として尊重される憲法に保

障された権利を要求します。

農林業、商工業など自営業の多い加美町では、特に家族従業者や事業の重要な担い手です。貴議会において別紙の意見書（案）を採択され、政府に送付していただきますよう御尽力をお願いいたします。

平成23年6月7日

加美町議会議長 一條 光殿

請願者

宮城県仙台市青葉区台原3丁目18-6

宮城県商工団体連合会婦人部協議会 会長 池原亮子

宮城県大崎市古川諏訪2丁目3-15

古川民主商工会婦人部部長 佐藤ミネ子

なお、意見書（案）の朗読については、省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。木村哲夫君、御登壇願います。

〔6番 木村哲夫君 登壇〕

○6番（木村哲夫君） 中小業者企業の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してまいりました。その中小業者を支える家族従業者の働き分、自家労賃と言いますか、これは所得税法第56条の条文を要約しますと、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しないとあり、必要経費として認められておりません。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得から控除額として認められるだけです。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を起し、自立が困難となっております。

皆さん、考えてみてください。皆さんの妻、息子、娘が50万円、86万円で生活ができますでしょうか。

実際、この町にも多くの自営業者がおります。税法上では青色申告にすれば給料を経費とすることができますが、同じ労働に青色も白色もありません。その差をつけること自体が矛盾しております。

所得税法第56条は、戦前の家族制度、世帯単位課税制度の名残で、1人1人の人権を尊重す

る現在の憲法に相反するものとなっております。

今、社会で言われている派遣労働や女性、若者の働き分に見合う対価がきちんと支払えないことが、格差社会を生み出した要因となっております。改善する仕組みをつくることが急務ではないかと思われます。1人1人の働き分が正当に評価されることは、人権を守ることであり、自営業の家族従業者にとって自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復とも言えるものであります。

よって、国及び政府に対し、税法だけでなく民法、社会保障にもかかわる人権問題として、憲法の精神を生かし、所得税法第56条を改正し、自家労賃を必要経費と認めることを求めるものであります。

全国的に意見書が大分出されております。お手元の5月1日現在の資料を見ますと、この意見書は県内でも県議会が満場一致で全国2番目に採択されました。また、大崎市を初め8市、涌谷、色麻町など12の町で採択されております。議員各位の皆様、慎重審議をしていただき、ぜひこの趣旨に賛同していただきまして、早期にこの税法改正が行われるようお願いするものであります。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書（案）の採択を求める請願書については、会議規則第91条第1項の規定により総務建設常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、請願第1号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第23 議員派遣の件について

○議長（一條 光君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（一條 光君） 日程第24、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長近藤義次君より、「行財政改革の効果と今後の政策課題について」、「生活環境の整備状況について」調査が必要なため、教育民生常任委員会委員長佐藤善一君より、「保健・医療及び福祉体制の充実について」、「幼児学校教育及び生涯学習の振興について」調査が必要なため、産業経済常任委員会委員長米木正二君より、「産業の振興策と課題について」調査が必要なため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、「議会改革の取り組みについて」調査が必要なため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、「加美町の新庁舎建設整備に関する事項について」結論が出ないため、やくらいリゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、「やくらいリゾート開発事業に関する事項について」結論が出ないため、以上6委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は6月30日までとなっていますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして平成23年加美町議会第2回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。